

平成 23 年度一般会計優先事業調書について

・ 目 的

本市では、財政状況が厳しい中、市民に開かれた透明性の高い市政を推進し、もって市民の市政に対する理解度を深めていただくことを願い、市民総監視の中での予算編成に資するため、平成 17 年度の予算編成から予算編成課程を公開しています。

平成 23 年度の予算編成では、予算編成過程の透明性のさらなる拡大を図るとともに平成 23 年度の事業実施に資するため、優先順位に基づいた「選択と集中」による事業実施をめざし、各部等が平成 23 年度で実施しようとする優先項目を明確にした「優先事業調書」を公開するものです。

・ 優先事業調書

- ・ 平成 23 年度予算編成方針留意事項で市民公開することとした調書です。
- ・ 一般会計歳出予算の 各部等の予算要求ベースで、平成 23 年度での新規・拡充事業などの含めた優先度の高いと考えるものなどから 30 項目（細事業）を厳選しグループ化したものです。

30 の項目としたのは、全対象項目数の概ね 2 分の 1 以上となるとともに、平成 22 年度予算編成時の「優先項目調書」の作成項目数と同数としたものです。対象項目（細事業）が 30 項目未満の部等については、全ての対象項目を掲載しています。

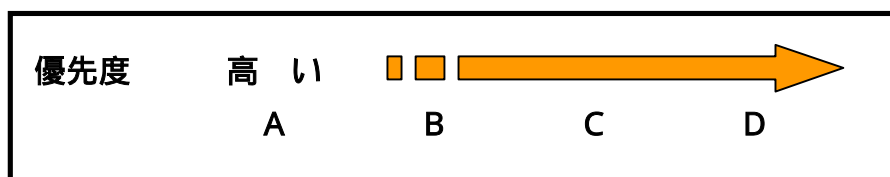
次のものは、政策的な要素が低いことから、対象外としています。

職員、特別職及び議員人件費、基金積立金、公債費、災害復旧費、選挙執行経費、予備費、“ 一般経費 ” の名称の細事業

・ 優先事業調書の見方

- ・ 「優先区分」欄

各部等の上位 30 項目について、A ~ D の 4 つのグループに分類



30 項目を超える部等についても、30 項目に絞って表示しています。

30 項目に含まれない項目も、行政として重要な内容のものばかりです。

・「**所管課**」欄

各部等の項目を所管している課の名称を表記しています。

・「**細事業名称**」欄

歳出予算での要求ベースでの細事業の名称を表記しています。

・「**H23年度原課要求ベース**」欄

細事業の事業費（総要求額）及びその財源内訳を表記しています。

・「**事業内容等**」欄

平成23年度に実施しようとする細事業の内容等を示しています。

・「**(参考) H22 現計予算**」欄

平成22年度一般会計歳出予算の現計予算額での事業費等を表記しています。

.“ H22 事務事業評価 ” 欄の見方

- ・本欄は、平成21年度一般会計決算に基づく行政評価（事務事業評価及び施策評価）の評価結果を表記しています。

本市の「行政評価」制度とは？

行政が行っている様々な事業について、具体的な数値目標等を設定する中で事業実施し、その結果「どの程度の成果・効果を上げたか」「少ないコストで期待した成果が得られたか」「市が実施する事業か」「社会情勢、住民ニーズにあった事業か」などの視点から事業を評価するものです。

(1) 「事務事業評価」結果によるもの

「事務事業評価」とは、市の事業実施では、常に成果を重視して取り組み、PDCAサイクル（Plan - Do - Check - Action）により、その事業成果が市総合計画（平成26年度の成果目標）に沿っているか検証する目的で実施しているもので、歳出予算項目の細事業を単位として自己評価しているものです。

優先事業調書では、この事務事業評価の「評価」(Check)欄及び「改善」(Action)欄の各部等の自己評価結果を表示しています。なお、平成23年度新規の項目については、「-」表示としています。

平成26年度は、第1次京丹後市総合計画での目標年度。

< 「評価」の区分 >

・「**達成度**」欄

平成21年度の事業成果が市総合計画に掲げる平成26年度の成果目標の達成に向けて順調に進捗したかどうかを、次の記号により自己評価したものです。

進捗している（できている）

少し遅れている（少しできていない）

× 遅れている（できていない）

・「**効率性**」欄

平成 21 年度の事業成果に対してコスト削減の余地がなかったかどうかを、次の記号により自己評価したものです。

削減の余地がなかった
少し削減の余地があった
× 削減の余地があった

< 「改善」の区分 >

・「内容」欄

平成 21 年度の事業成果を踏まえ、次年度以降の事業実施（内容）の方向性をどうするべきかを、次の記号により自己評価したものです。

A 現状維持
B 内容の見直し
C 統廃合・休止・終了

・「規模」欄

平成 21 年度の事業成果を踏まえ、次年度以降の事業規模の方向性をどうするべきかを、次の記号により自己評価したものです。

A 事業拡大
B 現状維持
C 事業縮小

(2) 「施策評価」結果によるもの

「施策評価」は、京丹後市総合計画の基本方針の中で、同じ計画項目で束ねられている複数の事務事業を評価することで、個々の事務事業評価では評価できない側面の優先度等を評価するものです。

本市の総合計画では、6つの基本方針（政策目的）に37の計画項目（施策目的）があり、平成21年度から平成23年度までの3年間で全ての計画項目の評価をすることとしています。

平成22年度は、平成21年度決算分について、各施策の達成度、有効性、優先度、施策展開の的確性などについて、3段階での施策評価を実施しました。

1次評価	担当部等で、全37の計画項目を自己評価【担当部評価】
2次評価	事務事業見直し委員会（内部組織）で、6つの基本方針からそれぞれ2つの計画項目を抽出し内部評価【全庁評価】
3次評価	行政評価委員会（外部委員）で、2次評価を実施した計画項目を外部評価

優先事業調書では、評価区分のうちの「優先度」についてのみ表記しています。

・「優先度」欄（事務事業の優先度）

平成22年度に実施した平成21年度決算分の2次評価での優先度を担当部等で自己評価結果を表記しています・

高 優先度の高い事業（計画項目に属する細事業の概ね3割）
低 優先度の低い事業（計画項目に属する細事業の概ね3割）

平成 22 年度の 2 次評価で優先度を付していないものについては、「 - 」表示としています。

「施策評価」についての補足

施策評価の「優先度」と優先事業調書の「グループ区分」との関係性

- ・「施策評価」は、市総合計画に基づき事業実施成果・内容等を中心に評価しているものであり、「優先事業調書」は、各部等の予算要求ベースでの調書であるため事業成果・内容等に加え予算額・規模等も加味し平成 23 年度で実施すべき優先度の高いとしたものをグループ化したものです。
- ・「施策評価」は、市総合計画で掲げる基本方針を計画項目について、平成 21 年度決算の内容でその計画項目ごとに評価しているため、所管部等の枠を超えて評価するものです。
- ・予算編成での優先事業調書については、平成 21 年度の事業実施内容等の評価をはじめ、平成 22 年度での事業実施内容や社会情勢等踏まえた上で、所管部等の枠の中で、平成 23 年度に実施しようとする細事業についての優先度をグループ化しているものです。
- ・従って、優先事業調書のグループ化と施策評価での「優先度」とは、比べるベース等が異なるため、必ずしも評価の状況が一致するものではありません。

《例 示》 教育委員会事務局文化財保護課の場合

文化財保護課の細事業については、総合計画では次の分類に全て属する

基本方針 「生涯学習都市」

計画項目 「歴史文化遺産の保全と活用」

このため、施策評価での優先度は「高」としているものの、教育委員会事務局全体での位置付けとしては、義務教育関係経費を最重要と考えているため、優先区分のグループとしては「D」となっています。

行政評価のイメージ図

